大阪府条例第　　　号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条　職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則１―32　（略）（退職手当の特例）33　附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。34―56　（略） | 附　則１―32　（略）（退職手当の特例）33　附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。34―56　（略） |
|  |  |

第二条　職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則１―43　（略）（退職手当の基本額に係る特例）44　当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第五十号附則第三項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第四十四項」とする。45―56　（略） | 附　則１―43　（略）（退職手当の基本額に係る特例）44　当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第五十号附則第三項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第四十四項」とする。45―56　（略） |
|  |  |

第三条　職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （勤続期間の計算）第七条　（略）２―４　（略）５　（略）一　（略）二　他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下[この項](http://g1072sv0db001.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間三―七　（略）６―10　（略） | （勤続期間の計算）第七条　（略）２―４　（略）５　（略）一　（略）二　他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下[この項](http://g1072sv0db001.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間三―七　（略）６―10　（略） |
|  |  |

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則１・２　（略）（退職手当の基本額に係る特例）３　適用日に在職する職員（適用日に国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項に規定する指定法人職員（以下この項において「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等（以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。）として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。）第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。４―９　（略） | 附　則１・２　（略）（退職手当の基本額に係る特例）３　適用日に在職する職員（適用日に国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項に規定する指定法人職員（以下この項において「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等（以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。）として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。）第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。４―９　（略） |
|  |  |

第五条　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則１　（略）（経過措置）２　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条、附則第三十四項及び附則第四十三項から第四十五項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十号」という。）附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第八十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第八十二号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職した者を除く。）にあっては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、附則第三十五項及び附則第四十四項から第四十六項まで、附則第六項、附則第七項、条例第五十号附則第三項から第六項まで並びに条例第八十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。３―16　（略） | 附　則１　（略）（経過措置）２　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条、附則第三十四項及び附則第四十三項から第四十五項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十号」という。）附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第八十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第八十二号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職した者を除く。）にあっては、百四分の八十七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、附則第三十五項及び附則第四十四項から第四十六項まで、附則第六項、附則第七項、条例第五十号附則第三項から第六項まで並びに条例第八十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。３―16　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第三条の規定は同年四月一日から施行する。